

介護保険制度利用について

介護保険の流れ

介護保険対象者

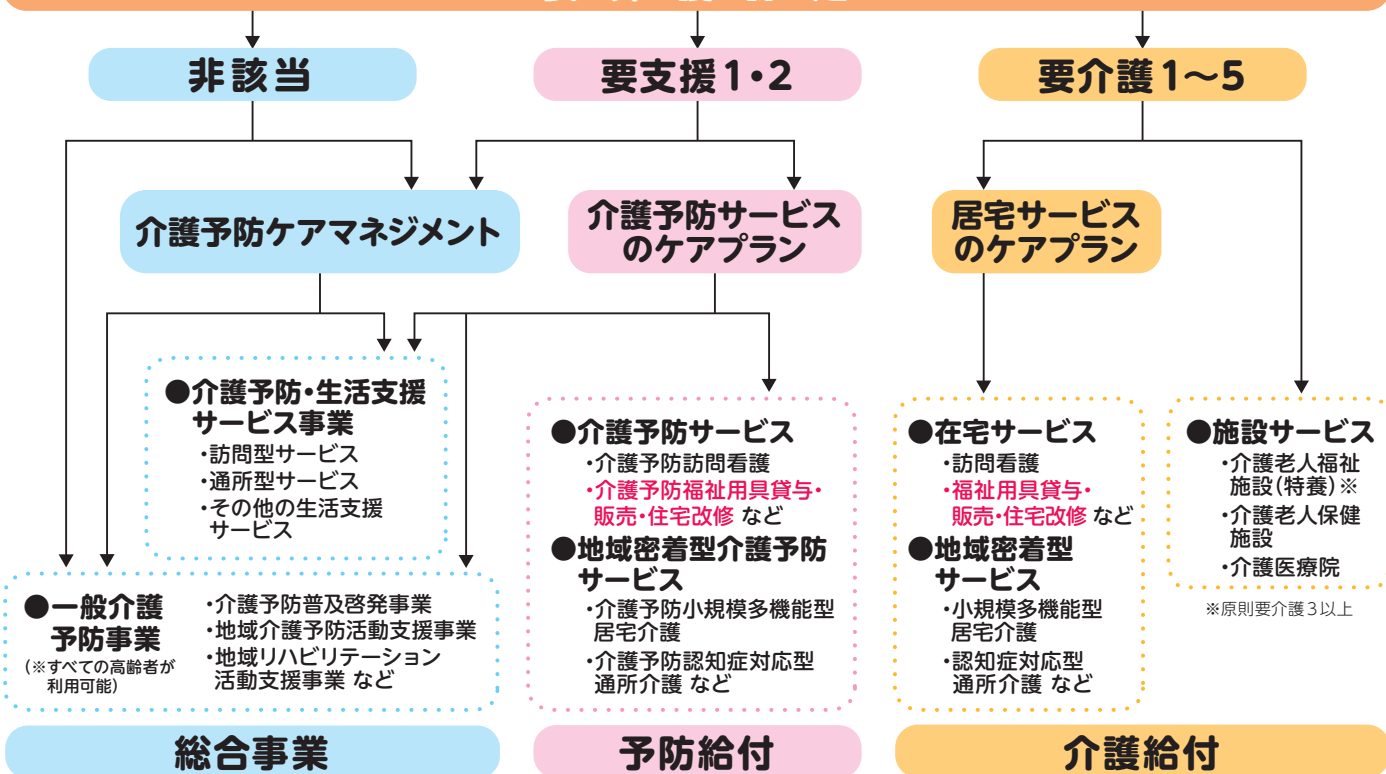
第1号被保険者	65才以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ●常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方
第2号被保険者	40才以上65才未満の医療保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> ●初老期認知症・脳血管疾患などの老化が原因とされる16疾病により要介護状態や要支援状態となった方(1.がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) 2.関節リウマチ 3.筋萎縮性側索硬化症 4.後縦靭帯骨化症 5.骨折を伴う骨粗鬆症 6.初老期における認知症 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 8.脊髄小脳変性症 9.脊柱管狭窄症 10.早老症 11.多系統萎縮症 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13.脳血管疾患 14.閉塞性動脈硬化症 15.慢性閉塞性肺疾患 16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症)

- 認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請すればケアプランに基づいてサービスを使い始めることができます。
- 但し、認定結果が“自立”と判定された場合には全額自己負担となります。

介護保険の利用手続きとサービス内容

- 1 介護認定の申請**
●お住まいの市区町村窓口、又は地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者にご相談ください。
- 2 訪問調査**
●専門の調査員が訪問して、ご利用者の心身の状態などをお聞きします。
- 3 介護認定審査会が行われます。**
●保健・医療・福祉の専門家などが、訪問調査の結果と主治医の意見をもとに審査します。

要介護認定



※令和8年4月現在の情報です。

在宅サービス

介護保険
について

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

在宅サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額(1ヵ月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。
- 介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。
- 限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

自己負担の上限額(高額介護サービス費)

区分	上限額(月額)	
市町村民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～	93,000円(世帯)
	課税所得690万円(年収約1,160万円)未満 課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯全員が 市町村民税非課税	・高齢年金受給の方 ・前年の公的年金等収入金額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※令和3年8月改正

- 支払った自己負担額が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみになっています。
- 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯は「高額医療・高額介護合算療養費制度」の申請ができます。

福祉用具貸与サービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具が貸し出されます。

※平成28年4月改正版

種目	機能又は構造等
(1) 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。 ※平成27年4月より、「介助式電動車いす」が普通型電動車いすの範囲に含まれることになりました。
(2) 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
(3) 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能
(4) 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
(5) 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
(6) 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するもの に限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
(7) 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(8) スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(9) 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの ※平成28年4月より、自動制御等の機能(上り坂ではアシスト、下り坂では制御、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能)が付加された歩行器も対象となりました。
(10) 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
(11) 認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
(12) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
(13) 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部分(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

- 月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。(用具の種類、事業者によってレンタル料は異なります) (※P6参照)
令和6年4月より、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されました。(※P7-8参照)

福祉用具貸与サービス

軽度者等に対する福祉用具貸与の判断について

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸し出されます。

種 目	要支援1・2、要介護1	要介護2～3	要介護4～5
手すり・歩行器・歩行補助つえ・スロープ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの)	○	○	○
特殊寝台・特殊寝台付属品・車いす・車いす付属品 床ずれ防止用具・体位変換器・移動用リフト・徘徊感知機器	×例外あり※	○	○
自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	×例外あり※	×例外あり※	○

※例外として認められる「使用が想定される状態像」とは、要介護認定調査における基本調査結果をもとに福祉用具ごとに判断されます。また、下記のⅠ～Ⅲの状態に該当する者も、ア～ウの確認を得ることで例外として認められるようになりました。

●例外として使用が認められる判断基準

(厚生労働省資料より抜粋)

福祉用具の種類	使用ができる状態像	基本調査の結果
(1)車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「歩行」→「3.できない」
	●日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(★)	★基本調査結果なし
(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「起き上がり」→「3.できない」
	●日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「寝返り」→「3.できない」
(3)床ずれ防止用具及び体位変換器	●日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「寝返り」→「3.できない」
(4)認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ●意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「意思の伝達」→「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	●移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「移動」→「4.全介助」以外
(5)移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ●日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「立ち上がり」→「3.できない」
	●移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「移乗」→「3.一部介助」又は「4.全介助」
	●生活環境において段差の解消が必要と認められる者(★)	★基本調査結果なし
(6)自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ●排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「排便」→「4.全介助」
	●移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「移乗」→「4.全介助」

(★)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び、福祉用具専門相談員などが参加する、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断されます。

福祉用具が必要な状態像	該当者の確認方法
Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)	ア 医師の医学的な所見に基づき判断され
Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)	イ サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを
Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)	ウ 市町村が書面等確実な方法により確認すること

レンタルの仕組み

介護保険
について

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

レンタルサービスご利用にあたって

1. レンタルのご契約期間は1ヶ月単位となります。
2. レンタルは1ヶ月単位ですが、開始月と終了月に関しては以下の通りとなります。

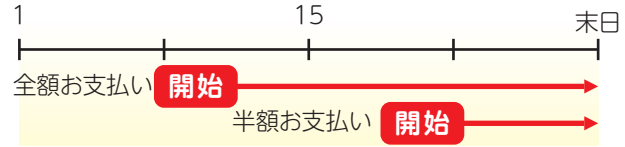
①ご利用開始月のレンタル料金

[開始日とその月の15日以前の場合]

.....1ヶ月分の全額

[開始日とその月の16日以後の場合]

.....1ヶ月分の半額



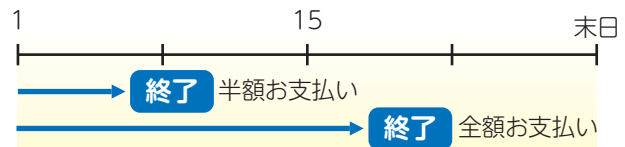
②ご利用終了月のレンタル料金

[終了日とその月の15日以前の場合]

.....1ヶ月分の半額

[終了日とその月の16日以後の場合]

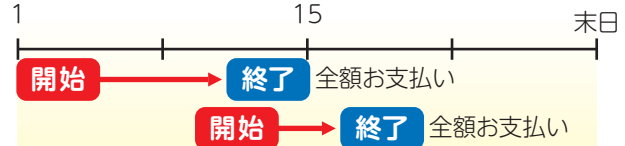
.....1ヶ月分の全額



③ご利用開始月と終了月が同じ月内に発生した場合のレンタル料金

.....1ヶ月分の全額

※最低契約期間は1ヶ月です。



3. 介護保険が適用される場合は、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

このカタログで表記しておりますご利用者負担額とは、介護保険にて自己負担割合1割と2割及び3割の場合の自己負担額です。

例えば、1ヶ月10,000円のレンタル料金の福祉用具をご利用の場合、レンタル料金の1割である1,000円(2割の場合2,000円、3割の場合3,000円)がご利用者負担額となります。

なお、保険者より自己負担額が1割でない場合と通知されている場合はその割合が適用されます。

ご利用者負担額	1割	2割	3割	レンタル料金
	1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月	10,000円/月 ^(非)

4. 非課税のレンタル商品の場合、レンタル料金に消費税はかかりませんが、課税対象のレンタル商品の場合、レンタル料金に消費税が含まれております。
5. 下記に該当する場合は、レンタル料金の全額をご利用者でご負担していただく必要がございますので、必ず事前にご連絡ください。

- 医療機関に入院中の期間 ●介護保険施設に入所中の期間
- その他給付限度額を超えた場合や、自立と判定された場合など

6. 介護保険が適用されない場合、もしくは介護保険でのご利用上限額を超える場合は、その分のレンタル料金のご利用者負担となりますのでご了承ください。

レンタル料金のご請求等について

1. レンタル料金は、基本にご指定の金融機関から自動引落しにてお支払いいただいております。
2. ご指定の金融機関からの自動引落しは、ご利用になった月の翌月に1ヶ月分の利用負担額をご指定の口座より引落としとします。
3. 口座振替の手続き完了までには1~2ヶ月かかる場合があります、その場合には、初回引落しが翌々月以降になることがありますので、ご了承ください。

納品・引取料金について

1. 基本的に納品・引取料金はレンタル料金に含まれております。
2. 下記に該当する場合には、別途、実費をお支払いいただく場合がございますのでご相談ください。
 - ①納品・引取時に特別な作業が必要な場合
 - ②介護保険のサービス提供地域以外への納品・引取を行う場合
 - ③契約期間中に、お客様の都合によりレンタル商品の移動を行う場合
 - ④介護保険を利用されない場合

その他

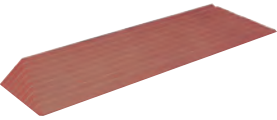






1. レンタル使用期間別による料金設定は行わないものとします。
2. レンタル商品は、購入への切り替えはいたしません。
3. 契約期間中に、ご契約者(ご利用者)以外の者にレンタル商品を転貸したり、他人に譲渡したりすることはできません。
4. 万が一、ご使用中に不具合が生じた場合は、無償で修理・交換いたします。但し、故意または間違った使用による故障・破損の場合は、別途料金をいただきます。

福祉用具貸与と販売の選択制

「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」の一部の福祉用具について福祉用具貸与(レンタル)と特定福祉用具販売のいずれかをご利用者が選択できるようになりました。(令和6年4月改正)

選択制の対象となる福祉用具

※商品画像は一例です。

貸与種目	詳細	ポイント	対象	対象外
スロープ 選択制	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの	便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは対象外	 固定用スロープ	
歩行器 選択制	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器	車輪・キャスターが付いている歩行車は対象外		
歩行補助つえ 選択制	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る	松葉づえは対象外	 単点杖  多点杖	 松葉づえ

選択制 = 本カタログ内でこのアイコンが記載されている商品が対象商品です。

レンタルと購入の違い

	レンタルの場合	購入の場合
費用(負担額)	レンタル料金の自己負担額分を支払い。 短期間利用の場合、購入よりも費用を抑えられる。	特定福祉用具販売の自己負担分で支払い。 長期間利用の場合、レンタルよりも費用を抑えられる。
商品の状態	洗浄、消毒の実施後、点検、修理を行ったレンタル品。	新品。
商品の劣化や故障時	商品の修理や交換等の費用は、レンタル事業者が負担。 ※利用者に故意・過失がある場合を除く。	商品の修理や消耗部品の購入等にかかる費用は、ご利用者と事業者の個別契約に基づき決定。 ※修理や部品の購入方法は事業者にお問い合わせください。
利用終了後	レンタル事業者が回収に訪問。	自治体のルールに従ってご利用者が処分。

選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数

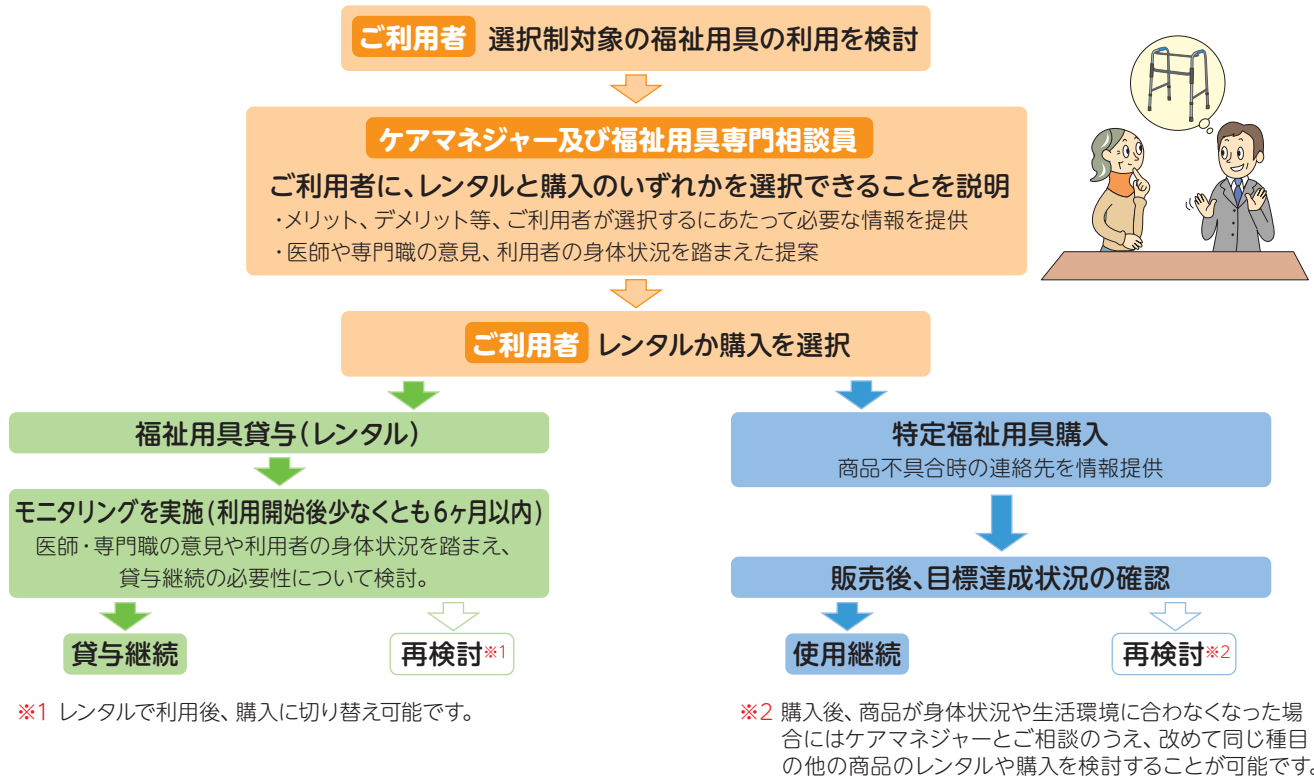
対象福祉用具	平均的な利用月数
固定用スロープ	13.2ヶ月
歩行器	11.0ヶ月
単点杖	14.6ヶ月
多点杖	14.3ヶ月

(出典：介護保険総合データベース)

例：歩行補助つえ 【レンタル】1,000円/月(非課税)
【購入】22,000円(非課税)

自己負担割合1割の場合、レンタル料金は100円/月、購入は2,200円となり、23ヶ月(1年11ヶ月)以上使用することで、レンタルよりも購入の方が費用を抑えることができます。

選択制対象の福祉用具を利用する場合の流れ



福祉用具貸与と販売の選択制 Q&A

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)
(令和6年3月15日)の内容を一部加筆して作成

Q1.ご利用者が選択するにあたって必要な情報とはどういったものが考えられるか？

【利用者の負担額】

- ・貸与と販売それぞれのご利用者負担額の違い。
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方がご利用者負担額を抑えられること。
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること。

【どれくらいの期間、その福祉用具を利用しそうか】

- ・ご利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見。
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し。
- ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数 (P7)。

Q2. 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか？

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

Q3. 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか？

購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、ご利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合。

Q4. スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「住宅改修」に区別し給付を受けられるのか？

取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

レンタルの仕組み

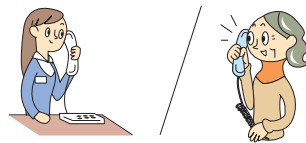
レンタルサービスの流れ(介護保険ご利用の場合)

※下記の流れはイメージフローです。実際とは一部異なる場合がございます。

① ご相談・お問い合わせ

福祉用具専門相談員が福祉用具のご相談・お問い合わせに対応いたします。介護保険や市区町村の独自の給付など各種情報についてもご提供いたします。

※地域包括支援センター・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)等の作成をご依頼ください。



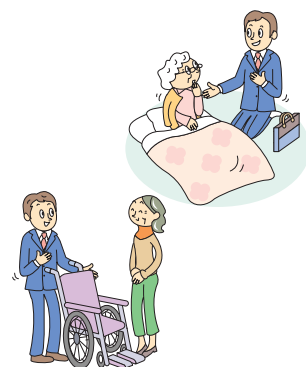
② 福祉用具の選定

ご利用者の身体状況・介護者状況・生活環境・ご使用中の福祉用具を踏まえて、福祉用具専門相談員が機能や価格の異なる複数の福祉用具をご提案し、「福祉用具サービス計画」(P10)を作成し、交付いたします。(重要事項説明書、個人情報使用に関する同意書にご署名いただきます)

③ ご契約

ご契約内容をご説明いたします。

ご了承いただけましたら、福祉用具レンタル契約書にご署名をいただき、今後のレンタル料金を自動口座引落しにてお支払いいただくための諸手続きをさせていただきます。



④ 納品・商品説明

お客様のご希望に添って納品日時を決定し、商品を納品、組み立て、ご希望の場所へ据付けをさせていただきます。納品の際は、ご利用者の身体状況に合わせて調整し、適合状況をご確認させていただきます。実際に納品した福祉用具を用いて、ご使用方法や使用上の留意点をご説明し、取扱説明書をお渡しします。

⑤ アフターサービス

レンタルされた福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換を行います。ご使用中に不具合が生じた場合や、身体状況の変化などの理由で福祉用具の変更を希望される場合には、重要事項説明書に記載の事業所へご連絡ください。なお、必要に応じて福祉用具サービス計画を見直します。

⑥ ご解約・引き取り

レンタルサービスの終了を重要事項説明書に記載の事業所へご連絡ください。

商品の引き取りの日は、お客様のご希望に添ってご相談させていただいた後、速やかにお引き取りに伺います。ご連絡いただいた日以降のご希望日がレンタル終了日となります。



⑦ 洗浄・消毒・修理

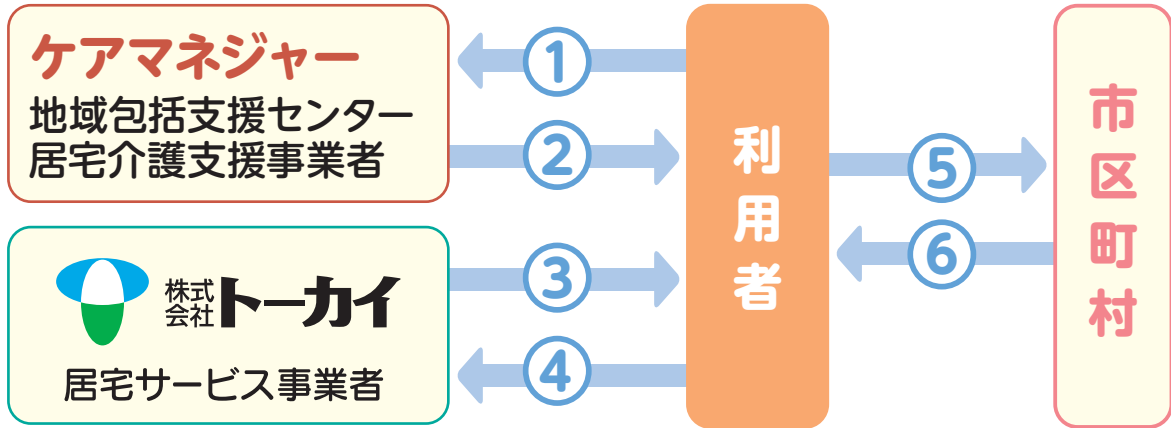
回収した(株)トーカイ所有の福祉用具は、厳格な社内基準に基づいた作業マニュアルに従って洗浄・消毒・点検を実施し、品質を確保しています(P137)。また、第三者機関による定期的な検査結果を受け、消毒効果と衛生管理の安全性を証明しています。(一部商品を除く。)



⑧ 管理・保管

洗浄・消毒・点検を終えた福祉用具は、水やほこりが入らないようビニールに梱包しバーコードで管理され、清潔室で大切に保管いたします。

購入の仕組み



購入の利用限度額は、10万円(税込)です。

- 毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間をひとつの単位とし、年度が変わると新たな利用が認められます。
- 利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。
- 同じ種目の福祉用具は、原則として1つしか購入できません。
- 但し、同一種目でも、その使い方及び機能が異なるもの、あるいは破損した場合、またご利用者の要介護度が高くなった場合は、保険者の確認のもとであれば同一種目の福祉用具でも、あらためて購入が可能です。

流れ ※市区町村によっては申請方法等が異なります。

- ① ケアマネジャーに相談します。
- ② ケアマネジャーは、介護(予防)計画書を作成し、福祉用具が必要な理由を明記します。
- ③ 商品をお届けいたします。
(この際、組立・取付、ご利用者の身体状況に合わせた調整、使用方法及び使用上の留意点の説明を行います。)
- ④ 購入金額を全額支払います。
- ⑤ 支給申請を行います。
(この際、支給申請書の作成と領収書及び購入した福祉用具が掲載されているカタログの添付が必要です。)
- ⑥ 利用金額の9割分(8割分・7割分)が申請書の提出から2~3ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

特定福祉用具購入 / 特定介護予防福祉用具購入

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際、その購入費が支給されます。(介護予防に資する場合を含む)

※令和6年4月改正

種目	機能又は構造等
(1) 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
(3) 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
(4) 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用いす、②浴槽用手すり、③浴槽内いす、④入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの)、⑤浴室内すのこ、⑥浴槽内すのこ、⑦入浴用介助ベルト
(5) 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
(6) 移動用リフトのつり具の部分	体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
(7) スロープ※	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(8) 歩行器※	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
(9) 歩行補助つえ※	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

● 年間10万円までが限度額で、実際にかかった費用の1割(2割・3割)が自己負担となります。保険者により自己負担が1割(2割・3割)でない通知されている場合は、その割合が適用されます。(毎年4月1日から1年間)
● 介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※指定を受けた事業所で購入した場合に限ります。
※スロープ・歩行器・歩行補助つえは令和6年4月1日から対象種目に加われました。

※商品によっては廃盤商品のため同等商品にて対応させていただく場合がございます。
※保険者(市区町村)によっては介護保険の対象にならない場合がございます。

介護保険
レンタル
対象品

特殊寝台・
特殊寝台
付属品

床ずれ
防止用具

体位
変換器

車いす・
車いす
付属品

スロープ

移動用
リフト

手すり

歩行
補助つえ

歩行器

徘徊
感知機器

自動排泄
処理装置

介護保険
購入
対象品

腰掛便座

排泄予測
支援機器

入浴
補助用具

簡易浴槽

リフト
吊り具

住宅改修
について

住宅改修の仕組み

住宅改修の利用限度額は、20万円(税込)です。

- 一生涯20万円までの定額です。
- 利用限度額を超えた部分は全額自己負担となります。
- 20万円の範囲内であれば、複数回に分けて行った場合でも保険給付を受けることができます。
- 但し、ご利用者の要介護度が著しく高くなった場合及び転居した場合は、再度20万円までの利用限度額が設定されます。

流れ

※市区町村によっては申請方法等が異なります。

- ① ケアマネジャーに相談し、改修の内容を決め、見積もりを取得します。
- ② 住宅改修の支給申請書の一部を保険者(市区町村)へ提出します。
提出書類 I. 申請書、II. 住宅改修が必要な理由書、III. 工事見積書、IV. 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(写真または簡単な図を用いたもの)、V. 住宅の所有者の承諾書
- ③ 保険者(市区町村)は提出された書類により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。
- ④ 施工・完成。
- ⑤ 工事費を全額支払います。
- ⑥ 正式な支給申請を保険者(市区町村)へ提出します。
提出書類 I. 領収書、II. 工事費内訳書、III. 住宅改修完成後の状態を確認できる書類(写真)、IV. 支給申請書
- ⑦ 保険者(市区町村)は事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行います。
- ⑧ 当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、利用限度額の9割分(8割分・7割分)が2~3ヶ月後に指定口座に振り込まれます。

居宅介護住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

※平成27年4月改正版

住宅改修の範囲

- ① 手すりの取付け、② 段差の解消、③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④ 引き戸等への扉の取替え、⑤ 洋式便器等への便器の取替え、⑥ その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

● 要介護区分に関係なく上限20万円とし、実際にかかった費用の1割分(2割分・3割分)が自己負担となります。保険者により自己負担が1割分(2割分・3割分)でない場合と通知されている場合はその割合が適用されます。※介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※介護保険適用の可否については、個別案件ごとにあらかじめ保険者(市区町村)にご確認ください。

介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費が支給されます。

1 手すりの取付け

廊下・便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室内のこ」などを置くことによる床段差解消は除かれます。
 ※昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。
 ※2012年4月より、「傾斜の解消」も対象となりました。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれません。
 ※2009年4月より、扉位置変更などに比べ費用が低く抑えられる場合に限り、「引き戸等の新設」も対象となりました。
 ※2012年4月より、「扉の撤去」も対象となりました。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器(暖房便座・洗浄機能付きも含む)に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合。

※既に洋式便座である場合、暖房便座や洗浄機能等の付加は含まれません。
 ※特定福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。
 ※非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれません。

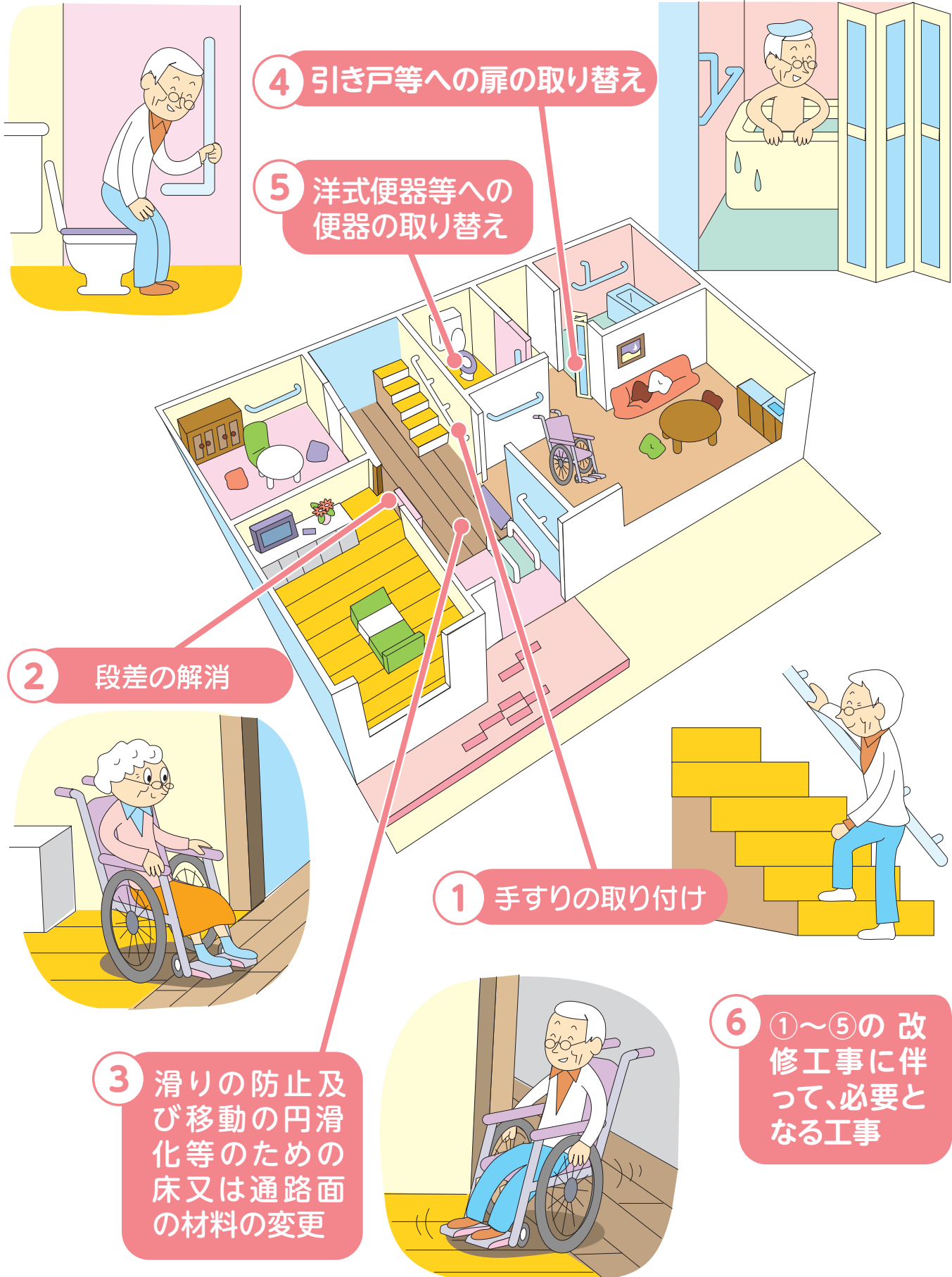
6 その他①から⑤の住宅改修に付帯するもの

- ① 手すりの取付けのための壁の地下補強
- ② 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

※2012年4月より段差の解消に付帯して必要となる住宅改修に「スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置」も対象となりました。

住宅改修

介護保険が適用される住宅改修の種類



4 引き戸等への扉の取り替え

5 洋式便器等への便器の取り替え

2 段差の解消

1 手すりの取り付け

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

6 ①～⑤の改修工事に伴って、必要となる工事

介護保険について

介護保険レンタル対象品

特殊寝台・特殊寝台付属品

床ずれ防止用具

体位変換器

車いす・車いす付属品

スロープ

移動用リフト

手すり

歩行補助つえ

歩行器

徘徊感知機器

自動排泄処理装置

介護保険購入対象品

腰掛便座

排泄予測支援機器

入浴補助用具

簡易浴槽

リフト吊り具

住宅改修について

確かな技術で支える、福祉用具の安心と信頼

安心して福祉用具をご利用いただくために…

私たちは、福祉用具の安全性と信頼性を確保するため、専門技術によるメンテナンスサービスを提供しています。品質管理を最優先に、部品交換および衛生管理を徹底し、メーカー基準に準拠した高品質な保守体制を構築。利用者の安心と快適な暮らしを支えるため、衛生管理のプロフェッショナルとして迅速かつ確実な対応をお約束します。

メンテナンスセンター



外観(埼玉メンテナンスセンター) 外観(千葉メンテナンスセンター) 外観(横浜南メンテナンスセンター) 外観(羽島メンテナンスセンター)



外観(関西メンテナンスセンター) 外観(四国メンテナンスセンター) 外観(九州メンテナンスセンター) 外観(富山営業所) 外観(長野支店)

品質管理を重視

当社では、レンタル商品の品質を徹底的に管理しています。高齢者や障がいのある方など病原菌への抵抗力が弱い方にも安心してご利用いただけます。

菌検査による品質チェック

定期的に第三者機関へ菌検査を委託し、消毒が適切に行われているかを確認しています。また庫内清掃の徹底により、清拭場を常に清潔な状態に保っています。

効果が高い洗浄・清拭・消毒

洗浄・清拭には、消毒用エタノールやMA-Tなど、消毒効果の高い薬剤を使用しています。さらに、消毒装置の導入により、MRSA等の細菌への対策も万全です。人にも環境面にも配慮しています。

環境に優しい消毒設備も完備

当社では、強力な消毒効果と消臭機能を備えたオゾン発生装置を導入しています。使用するオゾンガスは、大気中にも自然に存在する環境に優しく安全な物質です。徹底したデータ管理により、安心・安全な商品をお届けしています。

作業手順例

①一次消毒	②洗浄	③乾燥	④清拭・メンテナンス	⑤消毒	⑥点検・梱包	⑦保管
回収時に汚れや微生物を除去し感染拡大を防止します。	高圧洗浄と洗浄機で汚れを落とします。	高速による熱風乾燥	作業書に基づき薬剤清拭とメンテナンスをします。	商品に適した消毒をします。	商品に不備がないか、丁寧に最終チェックをした後、ビニール梱包します。	清潔庫に保管し安心・安全な商品を提供します。

マットレス ※富山営業所、長野支店、四国メンテナンスセンターはマットレスの洗浄を中小受託事業者へ委託しています。

①前処理	②洗浄・脱水	③乾燥・消毒	④検針
洗浄効果が高めるため汚れがひどい商品は薬剤で汚れを取り除きます。		洗浄後から乾燥工程のあいだに消毒を行い清潔性と安全性を確保します。	金属異物を確実に検出します。